

不利益処分基準（公表用）

所管部（局）・課（室）健康福祉本部 長寿社会課

法 令 名	介護保険法施行令	法令の番号	平成 10 年政令第 4 1 2 号
不利益処分の種類	指定調査機関の改善命令	根 拠 条 項	第 3 7 条 の 8
処 分 基 準	<p>(1) 指定調査機関が、介護保険法施行令（平成 10 年政令第 4 1 2 号）第 3 7 条の 3 第 2 号から第 4 号までのいずれかに該当するに至ったと認めるとき</p> <p>(2) 佐賀県指定調査機関及び指定情報公表センター指定事務要項</p>		
対 応 区 分	処 理 機 関	交 付 機 関	目 次 N O
	長寿社会課	長寿社会課	